
■ 海外から届いた荷物に心当たりがない

海外から届いた荷物に心当たりがない場合、ネガティブオプション（送り付け商法）である可能性と、自分や家族が利用したネット通販や懸賞品、知り合いからのプレゼントが海外から発送されたことが考えられます。

【事例1】

昨日、海外からの荷物が国際郵便でポストに投函されていた。全く心当たりがないので開封していない。表書きには中国語、英語の表記があり、宛て名の住所・氏名・電話番号は私宛てになっている。ネット通販を利用した覚えもない。連絡して返品すべきか対処法を知りたい。

【事例2】

中国からの郵便物が夫宛てに届いた。中身はスマートフォンのケースであったが、夫は注文した覚えがないという。ネット通販を利用している息子にも確認したが、海外から荷物が届くことはないと言われた。どのように対処したらよいか。

■ 配送予定の品物については、家族で情報を共有しておきましょう。

【消費者へのアドバイス】

①注文した覚えや心当たりのない荷物が届いた場合は、送付票の「ご依頼主」に記載の事業者名称、所在地及び電話番号と配送伝票番号を記録し、受け取りを保留し、注文した人が家族などにいないか確認しましょう。

配送時に代金を支払ってしまったり、受領印を押してしまうと返金交渉は困難になります。

②受け取ってしまったも、ネガティブオプションなど注文していない商品であれば、商品が送られてきた日から14日間（商品の引き取りを販売業者に請求したときは、その日から7日間）を経過すれば、自由に処分することができます。

ただし、保管期間中に商品を使用した場合は、購入を承諾したとみなされ、代金を支払わなくてはならないことになるので注意が必要です。

不安な場合は消費生活センターに早めに相談しましょう。

③届いた品物がブランド品のニセ物と疑われる場合、海外に送り返すと関税法違反になることがありますので注意が必要です。

④国内のネット通販利用やカタログで注文した商品でも、海外から配送されて届くことがあります。

配送予定の品物については、家族や同居する人同士で情報を共有しておきましょう。

困った時には、お近くの消費生活センター等に御相談ください。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話：097-536-5000

☆メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ： <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>
E-mail： oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）
<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！
★ Facebookに登録していなくても、見ることができます。
<https://www.facebook.com/oita.iness>
